

[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家 康	1590年 関東250万石に移封(北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城(戦国初期に太田道灌が築城)を拠点とする	1598年 豊臣秀吉の死去(子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立(武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派(石田三成)VS武断派(福島正則・加藤清正)	
	1600年 関ヶ原の戦い(美濃国)(天下分け目の戦いと呼ばれる)← [東軍(約10万4000人)] 徳川家康(五大老の筆頭)・福島正則(秀吉子飼いの武断派) 加藤清正(秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋(西軍から寝返り)	VS [西軍(約8万6000人)] 石田三成(五奉行の一人)・毛利輝元(五大老の一人) 小西行長(小西隆佐の子)・宇喜多秀家(五大老の一人)	
	1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将軍に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図(場所を把握する地図)・郷帳(石高を把握する検地帳)	↓(関ヶ原の戦い後) 豊臣秀頼は一大名に転落(摂津・河内・和泉の65万石)	
秀 忠	1605年 将軍職を徳川秀忠[2代将軍]に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所(隠退した前将軍のこと)として実権を握る	1614年 方広寺鐘銘事件(方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「国家安康」「君臣豊楽」を家康が問題視 ★金地院(以心)崇伝(臨済宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海(天台宗の僧・家康の顧問)が関わる	
	1614年 大坂冬の陣(方広寺鐘銘事件が契機)← 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行		
	1615年 大坂夏の陣(豊臣秀頼・淀君(秀頼の母)自殺→豊臣家滅亡) →以後、「元和偃武」(戦のない平和の時代のこと)の到来		
大名統制		朝廷統制	
秀 忠	1615年 一国一城令(大坂夏の陣の直後に発布される) 大名の軍事力削減のため、大名の居城以外は取り壊し(1領国1城)	1611年 徳川家康が後水尾天皇(後陽成皇子)を擁立	
	1615年 武家諸法度(元和令=13条) 起草者=金地院崇伝 制定=徳川家康の命令で諸大名を伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典(旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道(文武)の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止(大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法(参勤交代の制度化ではなく作法について) [大名の処分(武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ①改易(領地没収)・②減封(領地削減)・③転封(国替え) ex. 福島正則(安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝(越後高田藩主)・松平忠直(越前福井藩主) 本多正純(宇都宮藩主)・加藤忠広(肥後熊本城主) (武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)	1615年 禁中並公家諸法度(17条)(起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法(朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一・②公家の席次・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)勅許の条件 [朝廷の統制] ①京都所司代(朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ②武家伝奏(朝暮間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③禁裏御料(天皇領)=1万石(家康)→3万石(綱吉) ④公家領(100家以上)=7万石	
家 光	1635年 武家諸法度(寛永令=19条) 起草者=林羅山 ①参勤交代の制度化(毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 内容=(1) 国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2) 石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1) 参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2) 交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3) 江戸文化の地方伝播(大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止 ③私設の関所・津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を禁止	1620年 徳川和子(徳川秀忠の娘)が後水尾天皇に入内	
		1627年~紫衣事件(後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) ↓ →沢庵宗彭(大徳寺の僧)を出羽国に配流 1629年 後水尾天皇が明正天皇(後水尾皇女)に譲位 ★修学院離宮(後水尾上皇が造営した数寄屋造の山荘) 1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣(天皇が高僧に与える紫色の衣)着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を発表し、明正天皇(後水尾天皇と徳川和子の皇女)が即位した。	

[B] 幕藩体制 (幕府と藩による民衆支配体制)

幕 藩 体 制

大名 (一万石以上の将軍直属の武家/260~270家)

親藩 (徳川氏一門の大名→要地に配置)

ex. (御)三家=尾張 (徳川義直)・紀伊 (徳川頼宣)・水戸 (徳川頼房)
(御)三卿=田安 (田安宗武)・一橋 (一橋宗尹)・清水 (清水重好)

譜代 (三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置)

外様 (関ヶ原の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置)

[諸大名の負担]

- ①戦時=軍役 (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する)
 ②平時=普請役 (城郭・河川工事などの土木事業に動員するお手伝い(普請)など)

直参 (一万石未満の将軍直属の家臣/約22000人)

旗本=御目見得以上 (将軍に謁見できる)

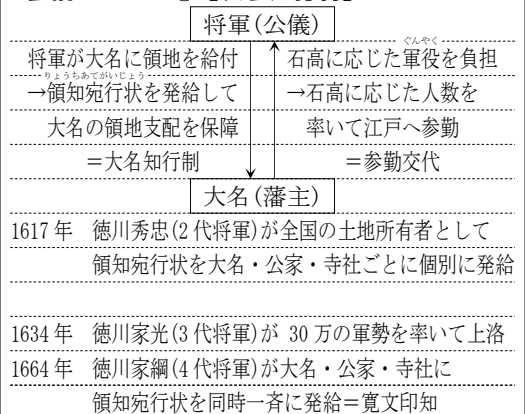
御家人=御目見得以下 (将軍に謁見できない)

★御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給される

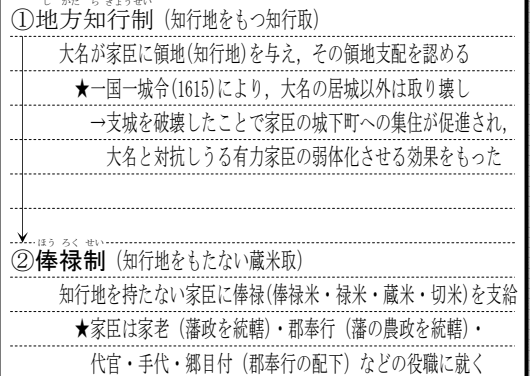
[江戸幕府の経済基盤]

- ①幕領(天領)=約400万石 (総石高の約7分の1) ★総石高=約3000万石
 ②旗本知行地=約300万石 (天領・旗本領の合計=総石高の約4分の1)
 ③直轄鉱山=佐渡相川(金山)・石見大森・但馬生野(銀山)
 ★大久保長安(徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉱山開発にあたる)
 ④直轄都市=江戸(将軍のお膝元=人口15万人→100万人)
 (三都) 大坂(天下の台所=人口30万人→40万人)
 京都(千年の古都=人口40万人→35万人)

図解NOTE① [大名知行制]



図解NOTE② [藩政]



→譜代大名より任命

大老 (臨時の最高職)

★酒井・井伊・土井・堀田の4氏から任命

老中 (政務の総括・常置の最高職)

★初期は年寄という

若年寄 (老中の補佐・旗本と御家人の統轄)

寺社奉行 (寺社の監察)

★金地院崇伝の死により機構化された

京都所司代 (朝廷・西国大名の監察)

★京都町奉行などを統轄

大坂城代 (西国大名の監察)

→旗本より任命

勘定奉行 (幕府の財政・天領の訴訟)

(江戸)町奉行 (江戸の行政・司法)

遠国奉行 (江戸を離れた幕府直轄地の民政)

町奉行 (大坂・京都・駿府)

奉行 (長崎・日光・佐渡・山田・奈良・堺)

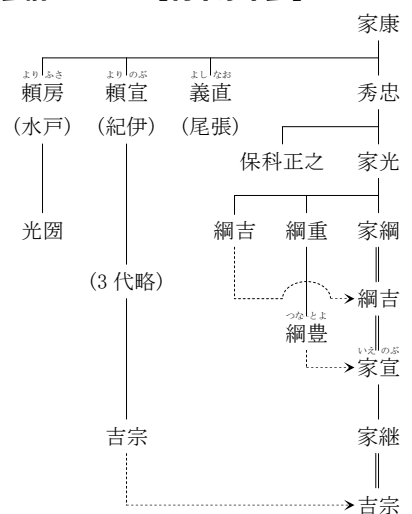
城代 (伏見・二条・駿府)

大目付 (大名の監察)

目付 (旗本・御家人の監察)

将軍

図解NOTE [将軍家系図]



[職制の特色 (職制は徳川家光の頃に整う)]

- ①合議制 (要職には複数名を任命し合議)
 ②月番制 (複数の担当者が1ヵ月交代で勤務)
 ③評定所 (幕府の最高司法機関)
 老中・三奉行(寺社・勘定・(江戸)町奉行)などで
 構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の
幕政参加もみられるようになる

[A] 農民統制・宗教統制

	農 民 統 制	宗 教 統 制
家 光	1641年～寛永の飢饉（干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的凶作） →1643年 田畑勝手作の禁令（→明治時代の1871年に廃止） 本田畑での商品作物（たばこ・木綿・菜種など）の栽培を禁止 →1643年 田畑永代売買の禁令（→明治時代の1872年に廃止） 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畑の売買を禁止 1649年 慶安の触書（農民の日常生活のあり方など32か条の心得） 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制 ★現在は1649年の発布や存在自体が疑問視されている 図解NOTE【貨幣経済の浸透（江戸中期）】 ①農業生産力の向上（耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景） →商品作物を栽培（市場などで商品作物を売って貨幣を獲得） ②農村への貨幣経済（商品経済）の浸透 →本百姓体制の動揺（本百姓が豪農・貧農に階層分化） ③貧農は田畑を質入れして豪農から借金 →質入れした田畑（質地）をとられる＝質流れ ④貧農が本百姓から小作人に転落 or 都市に流入	— [禁教政策（島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化）] — ①絵踏（キリストやマリアが描かれた踏絵を踏ませる） ②宗門改（幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査） →宗門改帳（宗門人別帳）を作成（戸籍の役割となる） 家族ごとに名・年齢・宗門（所属宗派）・檀那寺などを記載 ③寺請制度（一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度） ★キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないことが目的 →寺請証文（宗旨手形）を檀那寺が発行 檀那寺が自分の檀家であることを証明するため発行する文書
	1673年 分地制限令（分割相続による土地の細分化を防止するため） 名主は20石・一般百姓は10石以上の石高を所持していれば 分地（土地の分割）を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止 （1713年 分地制限令改正）（徳川家継〔7代将軍〕時に改正） 分地高・残高ともに石高10石・地面1町以上の所持を必要とする →石高20石・地面2町以上を所持していなければ分地できない ★分地高（分け与える土地）・残高（分け与えた後に残る土地）	（1601年～寺院法度（諸宗諸本山法度）） 真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに出された 寺院・僧侶を統制するための法令の総称（1601～1616） →本山（中心寺院）・末寺（一般寺院）の関係を制度化 — [寺社（寺院・神社）の統制] — ①寺社奉行（寺社を監察する→金地院崇伝の死後に制度化） ②寺社伝奏（寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ） ③寺社領（寺社領は税免除）＝40万石 ④本末制度（寺院法度によって一宗派一本山と定められる） 宗派ごとの本山・末寺の関係による寺院の寺格制度 ⑤隠元隆琦（明の僧）が黄檗宗を伝える（1654） 万福寺（宇治の黄檗宗本山）・崇福寺（長崎の黄檗宗寺院） 1665年 諸宗寺院法度（各宗派共通の寺院を統制するための法令） 1665年 諸社禰宜神主法度（神社・神職を統制するための法令） 吉田家（吉田神道）が神道の本所として統制（白川家は衰退）

[NOTE]

<宗教(仏教・神道・キリスト教)>

①仏教(外国伝来の世界宗教)………仏(釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など)を信仰し、祀るため寺院を建立

②神道(日本古来の民族宗教)………日本固有の神々(天照大神・大国主神など)を信仰し、祀るため神社を建立

③キリスト教・日蓮宗不受不施派…幕府権力よりも宗教を優越するため弾圧

→(1)キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある、(2)信徒が信仰のために団結する恐れがある

<本末制度>

①寺院法度(1601～16)…真言宗など宗派ごとに個別に発布

→本山・末寺の関係を制度化

②諸宗寺院法度(1665)…宗派関係なしに全宗派一括で発布

<宗門改・寺請制度>

①島原の乱(1637～38)を契機に、キリスト教徒の摘発のため、

住民の宗旨(信仰する宗派)を宗門改役が定期的に調査＝宗門改

→家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨(信仰する宗派)

などを宗門改帳(宗門人別帳)に記録して把握

②キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、

民衆をいずれかの寺院に所属させることを強制＝寺請制度

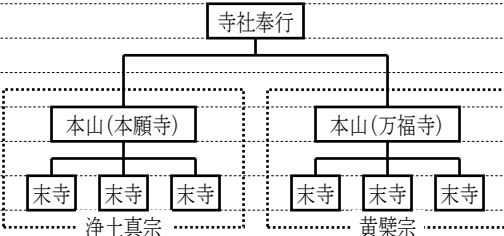
寺院A 寺院B 檀那寺 寺院に所属した

証明書として、

檀那寺が檀家に

寺請証文を発行

(檀徒)



[B] 身分制度(士農工商)

士	武士＝将軍・大名（一万石以上の将軍直属の武家）・直参（一万石未満の将軍直属の旗本・御家人）・陪臣（大名・旗本などの家臣） →苗字・帯刀（農工商の者でも苗字・帯刀が特別に認められる場合がある）・切捨御免（農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪）の特権													
農	農民（検地による村切りを通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では郡代・代官、藩では郡奉行が支配）★全国の村の数＝6万3000余り →村法（村掟）（入会地・用水の管理など村ごとに定められた法）・村入用（村人から徴収された村を運営するための費用） 〔村方三役（村政にあたる村役人）〕 名主（村政全般を統轄） ★関西では庄屋・東北では肝煎と呼ぶ 組頭（名主の補佐役） 百姓代（村民の代表で名主・組頭を監視） 〔本百姓（田畑を持つ）〕 検地帳に田畑・屋敷地を登録される高持百姓 →租税負担義務を持ち、村政に参加できる ★有力本百姓の隷属農民＝名子・被官など 〔水呑百姓（田畑を持たない）〕 村政に参加できず、田畑を持たない無高百姓 →他人の田畑の小作や日雇仕事で生活する 〔本百姓の負担（物納が原則だが貨幣納も可能）〕 <table><tr><td></td><td>税率</td><td>徴税法</td></tr><tr><td>初期</td><td>四公六民</td><td>検見法（豊作・凶作に応じて税率を決定）</td></tr><tr><td>享保期</td><td>五公五民</td><td>定免法（豊作・凶作に関わらず税率は一定）</td></tr></table> ①村請制（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入） ②五人組（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる） ③結・もやい（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益配分） ④村八分（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶） <tr><td>工・商（町人）</td><td>町人（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として町を形成→町奉行が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる →町法（町掟）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・町入用（町人から徴収された町を運営するための費用） 〔町役人（町政を担当する役人）〕 町年寄（町政全般を統轄） 町名主（町年寄の下にいる役人） 月行事（月交代で町名主・町年寄を補佐） 〔本町人（土地・家屋を持つ町人）〕 地主（土地を持ち、町政に参加できる） 家持（家屋を持ち、町政に参加できる） 〔町人（土地・家屋を持たない町人）〕 地借（土地を借りて自ら家屋を建てる） 店借（家屋ごと借りる→店賃を払う） ↓ ①日雇（日用）（一日単位で雇われる） ②棒手振（天秤棒で商品を担いで売る） ③奉公人（主人の家に住込みで従事する） ★商家奉公人…丁稚→手代→番頭と昇進 徒弟奉公人…徒弟（親方の弟子となる） 〔本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）〕 ①莫加・運上（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税） ②御用金（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金） ③地子銭（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い） <tr><td>賤民</td><td>穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） 非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）</td></tr></td></tr>		税率	徴税法	初期	四公六民	検見法（豊作・凶作に応じて税率を決定）	享保期	五公五民	定免法（豊作・凶作に関わらず税率は一定）	工・商（町人）	町人（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として町を形成→町奉行が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる →町法（町掟）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・町入用（町人から徴収された町を運営するための費用） 〔町役人（町政を担当する役人）〕 町年寄（町政全般を統轄） 町名主（町年寄の下にいる役人） 月行事（月交代で町名主・町年寄を補佐） 〔本町人（土地・家屋を持つ町人）〕 地主（土地を持ち、町政に参加できる） 家持（家屋を持ち、町政に参加できる） 〔町人（土地・家屋を持たない町人）〕 地借（土地を借りて自ら家屋を建てる） 店借（家屋ごと借りる→店賃を払う） ↓ ①日雇（日用）（一日単位で雇われる） ②棒手振（天秤棒で商品を担いで売る） ③奉公人（主人の家に住込みで従事する） ★商家奉公人…丁稚→手代→番頭と昇進 徒弟奉公人…徒弟（親方の弟子となる） 〔本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）〕 ①莫加・運上（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税） ②御用金（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金） ③地子銭（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い） <tr><td>賤民</td><td>穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） 非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）</td></tr>	賤民	穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） 非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）
	税率	徴税法												
初期	四公六民	検見法（豊作・凶作に応じて税率を決定）												
享保期	五公五民	定免法（豊作・凶作に関わらず税率は一定）												
工・商（町人）	町人（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として町を形成→町奉行が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる →町法（町掟）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・町入用（町人から徴収された町を運営するための費用） 〔町役人（町政を担当する役人）〕 町年寄（町政全般を統轄） 町名主（町年寄の下にいる役人） 月行事（月交代で町名主・町年寄を補佐） 〔本町人（土地・家屋を持つ町人）〕 地主（土地を持ち、町政に参加できる） 家持（家屋を持ち、町政に参加できる） 〔町人（土地・家屋を持たない町人）〕 地借（土地を借りて自ら家屋を建てる） 店借（家屋ごと借りる→店賃を払う） ↓ ①日雇（日用）（一日単位で雇われる） ②棒手振（天秤棒で商品を担いで売る） ③奉公人（主人の家に住込みで従事する） ★商家奉公人…丁稚→手代→番頭と昇進 徒弟奉公人…徒弟（親方の弟子となる） 〔本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）〕 ①莫加・運上（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税） ②御用金（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金） ③地子銭（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い） <tr><td>賤民</td><td>穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） 非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）</td></tr>	賤民	穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） 非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）											
賤民	穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） 非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）													

[NOTE]

[婚姻・離婚形態]

① 家父長制（女性に相続権はなく、男性の戸主権が強い→男尊女卑の家族制度）

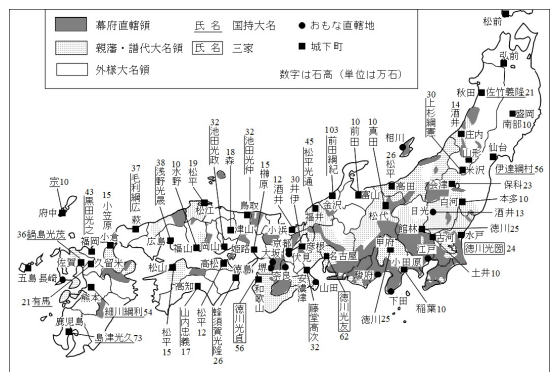
ex. 貝原益軒『女大学』（女性に「三従の教え」が美德と説く）

★幼いときは父に、嫁いでは夫に、夫が死んだ後は子に従えという教え

② 三行半（離縁状・離別状）（夫が妻に交付する文書→再婚許可の確認にもなる）

③ 縁切寺（駆込寺・駆入寺） ex. 東慶寺（鎌倉）・満徳寺（上野世良田）

離縁状を渡さない夫に対して、女性が3年間尼として在寺すると離婚の権利を与える寺

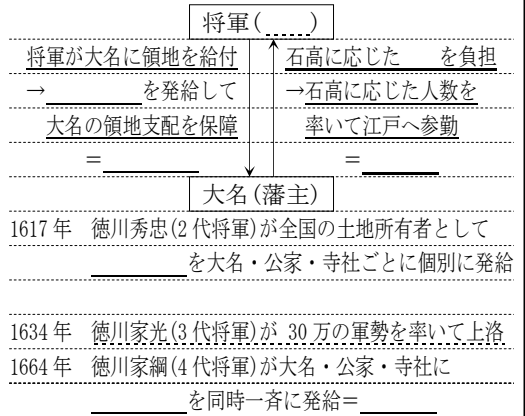


[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

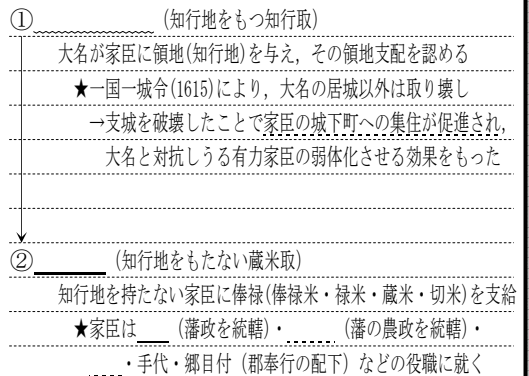
江戸幕府の成立	豊臣氏の滅亡
1590年 関東 <u> </u> 万石に移封 (北条氏の滅亡後に関東に移封) → <u> </u> 城 (戦国初期に <u> </u> が築城) を拠点とする 年 <u> </u> の戦い (<u> </u> 国) (天下分け目の戦いと呼ばれる) ← ----- [東軍 (約10万4000人)] ----- <u> </u> (五大老の筆頭)・福島正則 (秀吉子飼いの武断派) 加藤清正 (秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋 (西軍から寝返り) VS ----- [西軍 (約8万6000人)] ----- <u> </u> (五奉行の一人)・ <u> </u> (五大老の一人) ----- (小西隆佐の子)・宇喜多秀家 (五大老の一人) ↓ (関ヶ原の戦い後) <u> </u> は一大名に転落 (<u> </u>・<u> </u>・<u> </u> の <u> </u> 万石) ↓ 年 後陽成天皇が徳川家康を <u> </u> に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に <u> </u> と <u> </u> の作成を命ずる ★ <u> </u> (場所を把握する地図)・ <u> </u> (石高を把握する検地帳)	1598年 豊臣秀吉の死去 (子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立 (武断派は徳川家康への接近をはかる) → 文治派 (石田三成) VS 武断派 (福島正則・加藤清正)
年 将軍職を <u> </u> [2代将軍] に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は <u> </u> で <u> </u> (隠退した前将軍のこと) として実権を握る 1614年 <u> </u> (方広寺鐘銘事件が契機) ← ↓ 年 <u> </u> (<u> </u>・<u> </u> (秀頼の母) 自殺→豊臣家滅亡) →以後、<u> </u> (戦のない平和の時代のこと) の到来	1614年 <u> </u> 鐘銘事件 (方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「 <u> </u>」・「 <u> </u>」を家康が問題視 ★ <u> </u> (臨済宗の僧・家康の顧問)・ <u> </u> (天台宗の僧・家康の顧問) が関わる
大名統制	朝廷統制
年 <u> </u> (大坂夏の陣の直後に発布される) ↓ 年 <u> </u> (<u> </u> 令 = <u> </u> 条) 起草者 = <u> </u> 制定 = <u> </u> の命令で諸大名を <u> </u> 城に集めて、 <u> </u> の名で発布 趣旨 = 大名に対する基本法典 (旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容 = ① <u> </u> の道 (文武) の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③ <u> </u> の禁止 (大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の使役を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法 (参勤交代の制度化ではなく作法について) ----- [大名の処分 (武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ----- ① <u> </u> (領地没収)・② <u> </u> (領地削減)・③ <u> </u> (国替え) ex. <u> </u> (安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) <u> </u> 松平忠輝 (越後高田藩主)・松平忠直 (越前福井藩主) <u> </u> (宇都宮藩主)・ <u> </u> (肥後熊本城主) (武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)	1611年 徳川家康が <u> </u> 天皇 (後陽成皇子) を擁立 年 <u> </u> (<u> </u> 条) (起草者 = <u> </u>) 趣旨 = 天皇・公家に対する統制法 (朝廷統制の基本法令) 目的 = ①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容 = ①天皇の <u> </u> 第一・②公家の席次・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥ <u> </u> (高僧に与えられる紫色の衣) 勅許の条件 ----- [朝廷の統制] ----- ① <u> </u> (朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ② <u> </u> (朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③ <u> </u> (天皇領) = 1万石 (家康) → 3万石 (綱吉) ④公家領 (100家以上) = 7万石 1620年 <u> </u> (徳川秀忠の娘) が <u> </u> 天皇に入内
年 <u> </u> (<u> </u> 令 = <u> </u> 条) 起草者 = <u> </u> ① <u> </u> の制度化 (毎年 <u> </u> 月交代で参勤することを義務付ける) 内容 = (1) <u> </u> 国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2) 石高に応じた人数を率いて参勤 (人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響 = (1) 参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2) 交通 (街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3) 江戸文化の地方伝播 (大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名 = 半年交代・水戸藩 = 江戸定府 対馬の宗氏 = 3年に1回・蝦夷の松前氏 = 5年に1回 ② <u> </u> 石積以上の大船建造禁止 ③私設の <u> </u> (領内の港で物資の移出入を禁止すること) を禁止	1627年～ <u> </u> (後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) ↓ → <u> </u> (大徳寺の僧) を <u> </u> 国に配流 1629年 <u> </u> 天皇が <u> </u> 天皇 (後水尾皇女) に譲位 ★ <u> </u> (<u> </u> 上皇が造営した <u> </u> の山荘) 1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で <u> </u> (天皇が高僧に与える紫色の衣) 着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の <u> </u> を <u> </u> 国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先される <u> </u> が明示された。その後、これに反発した <u> </u> 天皇は突然譲位を発表し、 <u> </u> 天皇 (後水尾天皇と徳川和子の皇女) が即位した。

幕 藩 体 制

図解NOTE① [大名知行制]



図解NOTE② [藩政]



(石以上の將軍直属の武家/ ～ 家)
(徳川氏一門の大名→要地に配置)
ex. = ()・ ()・ ()
= ()・ (宗尹)・ (重好)

(三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置)
(の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置)

[諸大名の負担]

- ①戦時＝ (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する)
②平時＝ (城郭・河川工事などの土木事業に動員する など)

(一万石未満の將軍直属の家臣/約22000人)

＝ 以上 (將軍に謁見できる)
＝ 以下 (將軍に謁見できない)

★御家人のほとんどは知行地を持たず、將軍から俸禄(蔵米)を支給される

[江戸幕府の経済基盤]

- ① ()＝約 万石 (総石高の約 分の1) ★総石高＝約 万石
② ＝約 万石 (天領・旗本領の合計＝総石高の約 分の1)
③直轄鉱山＝ (金山)・ (銀山)
★ (徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉱山開発にあたる)
④直轄都市＝ (將軍のお膝元＝人口15万人→100万人)
(三都) (天下の台所＝人口30万人→40万人)
(千年の古都＝人口40万人→35万人)

→ より任命

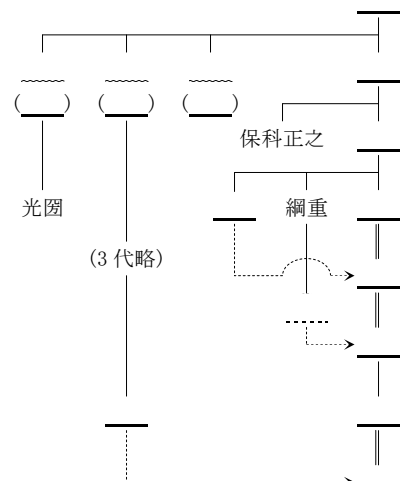
→ より任命

將
軍

(臨時の最高職)
★ の4氏から任命
(政務の総括・常置の最高職)
★初期は という
(老中の補佐・旗本と御家人の統轄)
(寺社の監察)
★ の死により機構化された
(朝廷・西国大名の監察)
★京都町奉行などを統轄
(西国大名の監察)

(幕府の財政・天領の訴訟) (広域の天領を支配＝
(その他の天領を支配)
(江戸の行政・司法) (下級役人)・ (与力の支配下)
(江戸を離れた幕府直轄地の民政)
(奉行 ())
(大名の監察)
(旗本・御家人の監察)

図解NOTE [將軍家系図]



[職制の特色(職制は の項に整う)]

- ① 制 (要職には複数名を任命し合議)
② 制 (複数の担当者が1ヵ月交代で勤務)
③ (幕府の最高司法機関)
() などで
構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の
幕政参加もみられるようになる

農 民 統 制	宗 教 統 制
1641 年～ (干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的凶作) 年 (→明治時代の 年に廃止) 本田畑での商品作物 (・ ・ など) の栽培を禁止 年 (→明治時代の 年に廃止) 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畑の売買を禁止 年 (農民の日常生活のあり方など 32 か条の心得) 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制 ★現在は 1649 年の発布や存在自体が疑問視されている 図解 NOTE [貨幣経済の浸透(江戸中期)] ① 農業生産力の向上 (耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景) → 商品作物を栽培 (市場などで商品作物を売って貨幣を獲得) ② 農村への貨幣経済(商品経済)の浸透 → 本百姓体制の動揺 (本百姓が豪農・貧農に階層分化) ③ 貧農は田畑を質入れして豪農から借金 → 質入れた田畑 () をとられる = ④ 貧農が本百姓から小作人に転落 or 都市に流入	[禁教政策 (島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化)] ① (キリストやマリアが描かれた) を踏ませる) ② (幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査) → () を作成 (戸籍の役制となる) 家族ごとに名・年齢・宗旨 (所属宗派)・檀那寺などを記載 ③ (一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度) ★キリスト教・日蓮宗 を信仰させないことが目的 → (宗旨手形) を檀那寺が発行 が自分の であることを証明するため発行する文書 (1601 年～ ()) 真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに与えられた 寺院・僧侶を統制するための法令の総称(1601～1616) → (中心寺院)・ (一般寺院) の関係を制度化 [寺社(寺院・神社)の統制] ① (寺社を監察する→ の死後に制度化) ② 寺社伝奏 (寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ) ③ 寺 社 領 (寺社領は税免除) = 40 万石 ④ (寺院法度によって一宗派一山と定められる) 宗派ごとの ・ の関係による寺院の寺格制度 ⑤ (明の僧) が を伝える (年) 寺 (宇治の黄檗宗本山)・ 寺 (長崎の黄檗宗寺院)
年 (分割相続による土地の細分化を防止するため) 名主は 石・一般百姓は 石以上の石高を所持していれば 分地 (土地の分割) を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止 (年 改正) (徳川家継 [7代将軍] 時に改正) 分地高・残高ともに石高 石・地面 町以上の所持を必要とする → 石高 石・地面 町以上を所持していなければ分地できない ★分地高 (分け与える土地)・残高 (分け与えた後に残る土地)	年 (各宗派共通の寺院を統制するための法令) 1665 年 (神社・神職を統制するための法令) 家 (吉田神道) が神道の本所として統制 (家は衰退)

[NOTE]

<宗教(仏教・神道・キリスト教)>

① 仏教(外国伝来の世界宗教)………仏(釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など)を信仰し、祀るため寺院を建立

② 神道(日本古来の民族宗教)………日本固有の神々(天照大神・大国主神など)を信仰し、祀るため神社を建立

③ キリスト教・ ……幕府権力よりも宗教を優越するため弾圧

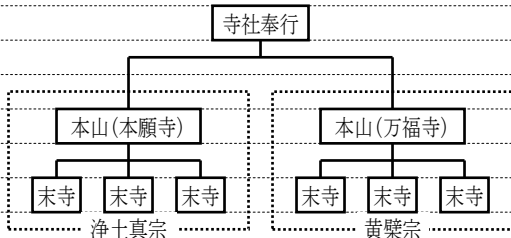
→ (1) キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある, (2) 信徒が信仰のために団結する恐れがある

<本末制度>

① 寺院法度(1601～16)…真言宗など宗派ごとに個別に発布

→ 本山・末寺の関係を制度化

② 諸宗寺院法度(1665)…宗派関係なしに全宗派一括で発布



<宗門改・寺請制度>

① 島原の乱(1637～38)を契機に、キリスト教徒の摘発のため、

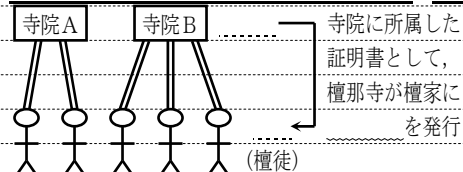
住民の宗旨(信仰する宗派)を宗門改役が定期的に調査 =

→ 家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨(信仰する宗派)

などを () に記録して把握

② キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、

民衆をいずれかの寺院に所属させることを強制 =



【B】身分制度(士農工商)

士	武士＝将軍・大名（一万石以上の将軍直属の武家）・直参（一万石未満の将軍直属の旗本・御家人）・_____（大名・旗本などの家臣） → _____・_____（農工商の者でも苗字・帯刀が特別に認められる場合がある）・_____（農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪）の特権																					
農	農民（検地による _____ を通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では _____、藩では郡奉行が支配）★全国の村の数＝ _____ 余り → 村法（村掟）（入会地・用水の管理など村ごとに定められた法）・ _____（村人から徴収された村を運営するための費用） 「 _____（村政にあたる村役人）」 _____（村政全般を統轄） ★関西では _____・東北では _____ と呼ぶ _____（名主の補佐役） _____（村民の代表で名主・組頭を監視） 「 _____（田畑を持つ）」 検地帳に田畑・屋敷地を登録される高持百姓 → 租税負担義務を持ち、村政に参加できる ★有力本百姓の隷属農民＝ _____ など 「 _____（田畑を持たない）」 村政に参加できず、田畑を持たない無高百姓 → 他人の田畑の小作や日雇仕事で生活する 「本百姓の負担（物納が原則だが貨幣納も可能）」 ① _____（田畑・屋敷地にかかる本年貢） ★米穀や貨幣で領主に納めるのが標準 ② _____（山野・河海や副業の収益にかかる雑税） ③ _____（村高（村の石高の総計）に応じてかかる付加税） ★高掛三役（伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用） ④ _____（土木工事など一国単位で臨時にかかる夫役） ⑤ _____（宿駅に公用交通用の人馬を提供する夫役） ⑥ _____（伝馬役の不足の際に人馬を補充する夫役） ★ _____ と呼ばれる街道周辺の指定された村のみにかかる <table><tr><td></td><td>税 率</td><td>徴 税 法</td></tr><tr><td>初 期</td><td>公 民</td><td>_____（豊作・凶作に応じて税率を決定）</td></tr><tr><td>享保期</td><td>公 民</td><td>_____（豊作・凶作に関わらず税率は一定）</td></tr><tr><td>① _____</td><td></td><td>（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入）</td></tr><tr><td>② _____</td><td></td><td>（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる）</td></tr><tr><td>③ _____・ _____</td><td></td><td>（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益配分）</td></tr><tr><td>④ _____</td><td></td><td>（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶）</td></tr></table>		税 率	徴 税 法	初 期	公 民	_____（豊作・凶作に応じて税率を決定）	享保期	公 民	_____（豊作・凶作に関わらず税率は一定）	① _____		（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入）	② _____		（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる）	③ _____・ _____		（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益配分）	④ _____		（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶）
	税 率	徴 税 法																				
初 期	公 民	_____（豊作・凶作に応じて税率を決定）																				
享保期	公 民	_____（豊作・凶作に関わらず税率は一定）																				
① _____		（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入）																				
② _____		（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる）																				
③ _____・ _____		（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益配分）																				
④ _____		（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶）																				
工・商（町人）	_____（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として _____ を形成→ _____ が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる → _____（ _____）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・ _____（町人から徴収された町を運営するための費用） 「町役人（町政を担当する役人）」 _____（町政全般を統轄） _____（町年寄の下にいる役人） _____（月交代で町名主・町年寄を補佐） 「本町人（土地・家屋を持つ町人）」 _____（土地を持ち、町政に参加できる） _____（家屋を持ち、町政に参加できる） 「町人（土地・家屋を持たない町人）」 _____（土地を借りて自ら家屋を建てる） _____（家屋ごと借りる→店賃を払う） ↓ ① _____（ _____）（一日単位で雇われる） ② _____（天秤棒で商品を担いで売る） ③ 奉公人（主人の家に住込みで従事する） ★商家奉公人… _____ → _____ と昇進 徒弟奉公人… _____（親方の弟子となる） 「本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）」 ① _____・ _____（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税） ② _____（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金） ③ _____（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い）																					
賤民	_____（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう） _____（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）																					

【NOTE】

【婚姻・離婚形態】

①家父長制（女性に相続権はなく、男性の戸主権が強い→男尊女卑の家族制度）

ex. _____『 _____』（女性に「 _____」が美德と説く）

★幼いときは父に、嫁いでは夫に、夫が死んだ後は子に従えという教え

② _____（ _____・離縁別状）（夫が妻に交付する文書→再婚許可の確認にもなる）

③ _____（ _____・驅入寺） ex. _____（鎌倉）・ _____（上野世良田）

離縁状を渡さない夫に対して、女性が3年間尼として在寺すると離婚の権利を与える寺

